

共同親権等の導入に伴う区の対応について

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立し、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しが図られ、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなりました。区役所3階子ども総合窓口では、次のとおり対応を図っています。

1. 民法等の一部改正の概要

（1）親の責務に関するルールの明確化

父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、こどもを養育する責務を負うことなどが明確化されました。

（2）親権に関するルールの見直し

父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者（共同親権）と定めることができるようになりました。

（3）養育費の支払確保に向けた見直し

養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になり、取決めの実効性が向上したほか、養育費の取決めがない場合にも、暫定的な養育費（法定養育費）を請求することができる制度が新設されました。

（4）安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うこと（試行的実施）に関する制度が設けられ、婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールが明確化されました。また、父母以外の親族（祖父母等）とこどもとの交流に関するルールが設けられました。

（5）財産分与に関するルールの見直し

財産分与の請求期間が2年から5年に伸長され、考慮すべき要素が明確化されました。

（6）養子縁組に関するルールの見直し

養子縁組がされた後に、誰が親権者になるかが明確化され、養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続が新設されました。

2. 区ホームページでの情報周知について

「民法等改正について（共同親権・法定養育費等）」の名称で、区ホームページに法律の改正に伴う見直しの概要と、法務省・子ども家庭庁情報ページへのリンクを掲載しております。

3. ひとり親家庭相談窓口における支援

ひとり親家庭相談窓口においては、今回の民法等改正以前より、養育費の確保支援を実施しており、公正証書等の作成費用補助や、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用費用補助を実施しています。また、共同親権等についてのお問合せがあった場合には、必要に応じて適切な相談窓口をご案内しております。

4. 職員向け研修の実施（予定）

今回の民法改正に伴う対応のポイントについて、講師をお招きしての職員研修を予定しております。

5. その他（参考資料）

別紙：（法務省）父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました